派遣で就業中の皆さまへ

＜テンプスタッフフォーラムの同一労働同一賃金＞
2020年4月1日～新制度のご案内



同一労働同一賃金とは…？

同一労働同一賃金とは、無期雇用フルタイム労働者（いわゆる正社員）と派遣労働者・パートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。テンプスタッフフォーラムは、2020年4月1日より、派遣元労使協定方式（一定の要件を満たす労使協定に基づいて労働条件の基準や待遇を決定する方式）を採用し、皆さまの公正な待遇を確保します。

※新制度に関する情報等は2020年6月よりＨＰに掲載予定です。
＞スタッフ登録済みの方へ＞給与について（変更の場合あり）

賃金の基準

同一労働同一賃金により、派遣労働者の賃金の基準が設けられます。

賃金の基準は、
①職種　②職務内容　③地域　に応じた一般の労働者の平均的な賃金額（基本給＋賞与を時給換算）に
④退職金相当6%（一般労働者の退職給付等の費用の割合）を乗じた金額です。

派遣スタッフの皆さまの給与（時給）は、上記の基準額と同額以上で設定します。

※①～④は、厚生労働省から毎年通知される統計結果に基づいて設定されます。

待遇に関する新制度

テンプスタッフフォーラム社員との均等・均衡を図り、通勤交通費を支給し、慶弔休暇・見舞金制度を導入します。

通勤交通費

慶弔休暇・見舞金制度

NEW 通勤交通費

ご登録の住所から就業先住所までの通勤交通費を、当社規定に基づき算定し、1ケ月毎に支給します。
通勤交通費を正しく支給するため、**実際にお住まいの住所をご連絡ください。**

上限13,000円/通勤距離2Km未満は支給無し

■公共交通機関利用の場合・・・　1か月分の定期代
■車通勤の場合・・・　1km15円×通勤距離×往復
※日割りなどが発生する場合がありますので、担当オフィスにご確認ください。



転居等により居住されている住所が変更となった場合は、転居した当月内に、担当オフィスに
ご連絡いただき登録住所を変更してください。
※転居予定の事前申請はできません。必ず転居後に登録情報の変更をお願いします。

住所変更の手続き方法

担当オフィスにて　　0120-555-102（平日9:00～18:00）へご連絡ください。



NEW 慶弔休暇・見舞金

慶弔事由発生日・申請日・慶弔休暇取得日において、テンプスタッフフォーラムと雇用契約がある方は、慶弔休暇・見舞金制度を利用することができます。

※慶弔休暇・慶弔見舞金は、2020年4月1日以降、営業担当に申請してください。



お問い合わせ

賃金・通勤交通費について

契約条件に関するご質問は、契約担当オフィスにご連絡ください。

新制度（慶弔休暇・見舞金制度）について

新制度に関するご質問は、契約担当オフィスにご連絡ください。



取得要件や申請方法の詳細は、2020年4月以降に改めて就業規則とともにご案内します。

●各種お問い合わせ、申請はこちら　　**0120-555-102（平日9:00～18:00）**